

標 題：

鋼船規則等の一部改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 201

Date: 平成 8 年 11 月 28 日

各位

1996 年 11 月 28 日付けで下記規則が改正され、1997 年 1 月 1 日より施行されることとなりましたのでお知らせ致します。

詳細は、近々発行される「鋼船規則等の一部改正」をご参照ください。

1. 鋼船規則 B 編及び同検査要領一部改正案

(予防保安全管理方式による油潤滑式プロペラ軸検査関連)

プロペラ軸の抜き出し検査間隔は C 種延長検査を行うことにより 10 年まで延長できることになっているが、この方式とは別に潤滑油の分析を定期的に行い、その分析結果に基づいてプロペラ軸の抜き出し間隔を拡大できる方式(予防保安全管理方式)を採用することができるようにした。また、キーレス構造及びフランジ構造のプロペラ軸のボス取付部の開放検査については、現状検査を実施することを条件に軸平行部の開放検査日に合わせて延長できることとした。これによる、B 種又は C 種延長検査が適用された場合は、キー付以外のプロペラ軸に対してボス取付部の開放検査も軸平行部と同様に 2.5 年又は 5 年の延期が可能となる。(97 年 7 月 1 日施行、英文版のみ)

2. 鋼船規則 B 編、C 編及び CS 編並びに同検査要領 C 編、CS 編一部改正(バウドア関連)

RoRo 船のバウドアの脱落による沈没事故に鑑み、IACS はバウドア及び内扉に対する安全性を強化するために UR S8 "バウドア及び内扉関連"の改正を行った。この統一規則を本会の規則に取入れた。

3. 鋼船規則 B 編及び P 編並びに同検査要領 B 編、D 編及び P 編一部改正(位置保持設備関連)

位置保持設備は、海洋構造物及び作業船等のように特定の場所で位置を保持して作業に従事する構造物にとって重要な設備である。1994 年に IMO で自動船位保持設備(Dynamic Positioning System)に関する指針が、MSC Circular.645 として採択された。この指針を参考に、鋼船規則 P 編及び同検査要領に自動船位保持設備に関する規定を追加した。また、これらの設備の検査に関して鋼船規則 B 編及び同検査要領を改めた。更に、位置保持設備の 1 つであるアンカーチェーン係留設備の検査について、IACS でまとめた内容をもりこんだ。

4. 鋼船規則検査要領 C 編一部改正(ローディングマニュアル関連)

タンカーのダブルハル化に伴い、ローディングマニュアルに関する検査要領の中にあるシングルハル関連の記述箇所をダブルハルに対応するように改めた。

5. 鋼船規則 C 編、CS 編及び S 編並びに同検査要領 C 編、CS 編一部改正(タンカー関連)

MARPOL 条約の改正による油タンカーの二重船殻化に対応するため、規則 C 編 29 A 章としてダブルハルタンカー用の規則を 1993 年に新設したが、本年の 7 月 6 日まではシングルハルタンカーの改造工事が認められていたために、これまでシングルハルタンカー用の構造規則(C 編 29 章及び CS 編 24 章)も有効なものとして残っていた。この程、この有効期間が切れるため、29 章及び CS 編 24 章を削除し、同時に 29 章の規定を引用している鉱石運搬船に対する 30 章の規定も修正した。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

6. 鋼船規則 D 編及び同検査要領 B 編及び D 編一部改正(ウインドラス関連)

ウインドラスに関して、現行の J I S 6714(1995 年)を全面的に取り入れ、また、試験検査規定を入れるとともに、ウインドラスとムアリングウインチの要件を分離して規定した。

7. 鋼船規則 D 編及び K 編並びに同検査要領一部改正

(ステンレス鋼製プロペラ軸の取り扱い関連)

使用実績から海水中における十分な耐食性が認められたステンレス鋼製のプロペラ軸を第 1 種軸として取扱えるように関連する規定を改めた。(和文版のみ。英文版は既に改正)

8. 鋼船規則 D 編及び同検査要領並びに自動化設備規則及び同検査要領一部改正

(機関室の火災安全対策関連)

S O L A S 条約附属書 II-2 章の部分的な改正を考慮し、本会の取りまとめた「機関室火災の防止指針」の成果を規則に取り入れるために関連規定を改正した。

主な改正は次のとおり。

- ・可燃性油のフランジ継手及び特殊継手の箇所の一部に油の飛散防止の措置を講じる。
- ・ディーゼル機関の燃料噴射系の被覆をシリンダ径によらず備える。
- ・可燃性油のタンクは機関室内に開口を設けない。
- ・焼却設備の排ガス管の曲がり箇所に保守のための掃除穴を設ける。

9. 鋼船規則 D 編及び同検査要領 C 編一部改正(プロペラ羽根取付け用ボルト関連)

プロペラ翼根元に作用する曲げモーメントの変動の推定方法を羽根取付けボルトの強度計算にも取り入れ、耐氷構造の場合も含め、ボルトの所要径の算定式を改めた。

10. 鋼船規則 K 編及び同検査要領並びに認定要領一部改正

(試験片及び試験方法並びに圧延鋼材関連)

母材及び溶接部に対する試験片及び試験方法、船体構造用(グレード A~F390)及び、高強度焼入れ焼戻し鋼(グレード A420~F690)に関する IACS UR が改正された。これらの UR を採り入れるとともに、関連規則の見直しを行った。

11. 鋼船規則検査要領 R 編一部改正(MO 船消防ポンプ関連)

定期的に無人の状態になる機関区域を有する貨物船、又は 1 人のみで当直を行う貨物船について、その主消火ポンプの遠隔始動に関連し、当該ポンプの入口・出口弁が遠隔にて「開」とできない場合には、その弁を常時「開」とした上で常時開とする旨明記した注意銘板を掲げるように規定を設けた。

12. 鋼船規則 U 編及び同検査要領一部改正(旅客船の復原性要件)

IACS-UR L2 の非損傷時復原性要件では、旅客船についても IMO Res.A167 及び A562 と同等の基準に適合するよう要求している。現行規則では非損傷時復原性要件の適用船舶から旅客船が欠落している。このため、IACS UR に合わせ、旅客船についても非損傷時復原性要件を規定している U 編を適用することを明示した。(英文版のみ)

13. 揚貨設備規則及び同検査要領一部改正案(荷重試験の取扱い関連)

現行の定期検査等の検査項目から荷重試験を分離し、独立した試験・検査とし、延期範囲は 12 ヶ月とする。また、単滑車の荷重試験をすべての制限荷重(W)についてはベケット無で 4W 並びにベケット付で 6W とした。(英文版のみ)

以上

お問い合わせ：(財)日本海事協会 開発部

Tel：03-5226-2025 Fax：03-5226-2024